

報 道 発 表 資 料

株式公開買付（TOB）成立後、上場廃止となった株式の買取りに係る所得税（株式等譲渡所得）の申告漏れ等について

- 株式公開買付（TOB）成立後、上場廃止となった株式をTOBによる買付者などに買い取られた場合で、譲渡益^(注)が生じたときには、所得税の申告が必要になります。
(注)「譲渡益」とは、譲渡代金（買取価額）から取得費等を差し引いて計算した利益をいいます。
- 近年、TOBの買付総額が高額なものもあり、上場廃止後の株式譲渡に係る申告漏れの増加が懸念されたことから、株式を買い取った企業から税務署に提出されている「株式等の譲渡の対価の支払調書」（法定調書）に基づき、サンプル的に調査等を実施したところ、申告が必要であるにもかかわらず、申告漏れとなっている方が多数把握されました。
 - 調査等件数：379件、申告漏れ等の非違件数：199件、申告漏れ所得金額：4億7,495万円、追徴税額：7,258万円、申告1件当たり追徴税額：36万円
- 調査等により申告漏れが把握された事例の中には、1億円を超える多額の譲渡益が生じていたにもかかわらず、無申告となっていたものが含まれていました。
 - 申告漏れ所得金額：1億8,216万円、追徴税額：3,151万円

【納税者の皆様へのお願い】

- TOBの成立後に上場廃止となった株式をTOBによる買付者などに買い取られた場合には、上場株式の譲渡ではなく、証券会社を通さない相対取引となるため、特定口座内での損益の計算はされず、また、他の上場株式の譲渡所得との損益通算や繰越控除ができません。
- 上場廃止となった株式をTOBによる買付者などに買い取られた方は、申告漏れがないか確認をお願いします。
- なお、株式の取得費等については、その株式の購入時の取引明細や、購入した証券会社などで確認することができます。

【今後の対応】

- 国税庁においては、申告が必要と見込まれるにもかかわらず、無申告となっている方に対して、今後、積極的に調査等を行うなど、適切に対応してまいります。

【参考】過去のTOB及び上場廃止後に株式買取りが行われた件数

	令和2年	令和3年	令和4年
TOB件数 ^{※1} (公開買付届出書提出ベース)	68件	88件	77件
上場廃止後の株式買取りが行われた件数 ^{※2}	45件	45件	44件

【出典】※1 EDINETの公開買付届出書に基づき国税庁で集計

※2 (株)日本取引所グループの上場廃止銘柄一覧に基づき国税庁で集計